

白川町間伐材全量搬出支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月20日

白川町長 佐伯正貴

白川町間伐材全量搬出支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町間伐材全量搬出支援事業費補助金交付要綱（平成27年白川町訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(採択基準)</p> <p>第3条 採択基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 森林経営計画対象内森林で、利用間伐事業及び間伐に関連する事業として森林環境保全直接支援事業の交付対象とな<u>る</u>事業であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(交付決定の取消し及び補助金の返還)</u></p> <p>第11条 町長は、<u>補助金の交付決定を受けた事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は減額することができる</u></p> <p>(1) <u>虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定通知を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>県が、森林環境保全直接支援事業の対象と認めなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>その他交付条件に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>町長は、前項の決定をした場合は、事業実施主体に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。</u></p>	<p>(採択基準)</p> <p>第3条 採択基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 森林経営計画対象内森林で、利用間伐事業及び間伐に関連する事業として森林環境保全直接支援事業の交付対象となり、<u>対象年度内に交付決定される</u>事業であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
(委任) 第12条 (略) 別表 (第5条関係) 【別記1 参照】	(委任) 第11条 (略) 別表 (第5条関係) 【別記1 参照】

様式第7号を削る。

附 則

この訓令は、令和8年1月20日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

【別記1】

改正後

補助事業の区分	補助金の対象となる経費	補助単価等
・間伐材積込搬出事業	間伐材を東濃ヒノキ白川市場協同組合まで搬出する経費	2,500円/m <sup>3</sup> 以内の額
・間伐材選木事業	東濃ヒノキ白川市場協同組合が行う間伐材の選木に係る経費	材積3,000m <sup>3</sup> まで 1,200円/m <sup>3</sup> 以内の額 材積3,000m <sup>3</sup> を超え5,000m <sup>3</sup> まで 800円/m <sup>3</sup> 以内の額 材積5,000m <sup>3</sup> を超える分 400円/m <sup>3</sup> 以内の額 (上記の合計額6,000千円を限度額とする。)
・燃料用材搬出事業	選木された間伐材のうち燃料用材を資源として有効活用するため事業実施主体が東濃ひのき製品流通協同組合へ搬出する経費	3,000円/m <sup>3</sup> 以内の額

改正前

補助事業の区分	補助金の対象となる経費	補助単価__
・間伐材積込搬出事業	間伐材を東濃ヒノキ白川市場協同組合まで搬出する経費	2,500円/m <sup>3</sup> 以内の額
・間伐材選木事業	東濃ヒノキ白川市場協同組合が行う間伐材の選木に係る経費	1,200円/m <sup>3</sup> 以内の額
・燃料用材搬出事業	選木された間伐材のうち燃料用材を資源として有効活用するため事業実施主体が東濃ひのき製品流通協同組合へ搬出する経費	3,000円/m <sup>3</sup> 以内の額